

改 正 後	改 正 前
<p>4 抵当証券業関係</p> <p>4 - 1 登録の申請、届出関係</p> <p>(略)</p> <p>4 - 1 - 2 登録の申請の処理 登録の申請の処理は、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 登録番号 登録番号は、別紙様式1の抵当証券業者登録台帳(以下「登録台帳」という。)により管理するものとし、次のとおり取り扱うものとする。 登録番号は、財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)ごとに、決裁を終了した順に1号から一連番号とする。</p> <p>(略)</p> <p>4 - 1 - 4 変更の届出の処理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 規則第7条の2第1項に規定する「その他の書類」とは、別紙様式5により作成した財務局(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)の意見書、従前の登録申請書又は更新登録申請書及びその添付書類並びに当該届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しとするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 - 3 監督関係</p> <p>(略)</p> <p>4 - 3 - 5 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間</p> <p><u>法第23条又は第24条第1項に基づき監督上の処分を命ずる場合には、検査部門からの検査結果通知(写)を受理したときから、おおむね1ヶ月(財務局長から金融庁長官への協議を要する場合はおおむね2ヶ月)以内を目途に行うものとする。</u></p> <p><u>なお、当該検査結果通知(写)において指摘された事項等につき、財務局長が事実確認等のために抵当証券業者に対して報告徴求を行った場合は、報告書を受理したときからおおむね1ヶ月(財務局長か</u></p>	<p>4 抵当証券業関係</p> <p>4 - 1 登録の申請、届出関係</p> <p>(略)</p> <p>4 - 1 - 2 登録の申請の処理 登録の申請の処理は、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 登録番号 登録番号は、別紙様式1の抵当証券業者登録台帳(以下「登録台帳」という。)により管理するものとし、次のとおり取り扱うものとする。 登録番号は、財務局長(福岡財務支局長を含む。以下同じ。)ごとに、決裁を終了した順に1号から一連番号とする。</p> <p>(略)</p> <p>4 - 1 - 4 変更の届出の処理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 規則第7条の2第1項に規定する「その他の書類」とは、別紙様式5により作成した財務局の意見書、従前の登録申請書又は更新登録申請書及びその添付書類並びに当該届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しとするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 - 3 監督関係</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ら金融庁長官への協議を要する場合はおおむね2ヶ月)以内を目途に行うものとする。</u></p> <p><u>(注1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>)複数回にわたって法第22条第1項の規定に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。</u></p> <p><u>)提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。</u></p> <p><u>(注2)弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。</u></p> <p><u>(注3)標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。</u></p>	